

# まちを元気にする活動を応援します！



甲・ 閏 市民協働課 (☎ 42 - 9111 内線 2612、☎ 633 - 8585 大字粟殿 432 - 1)

## 市民協働推進補助金募集を活用しませんか

市民協働によるまちづくりを推進することを目的にした、公益的活動を支援するための補助金です。この補助金は、「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄附金」を活用して実施しています。

区分	対象	補助年	補助率	補助限度額
スタートコース	団体設立後3年未満で、当該補助金の交付を一度も受けていない補助対象団体などが、その活動を整えるために実施する事業	—	10/10 以内	10 万円
ステップアップコース	1年以上継続して公益的な活動をしている市民活動団体などが、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために実施する事業	1年目	4/3 以内	15 万円
		2年目	3/2 以内	20 万円
		3年目		30 万円
		4年目	2/1 以内	

### ▶対象となる団体

次の①～④全てにあてはまる団体

- ①市内で主たる活動を行っている団体または活動による効果が市内である団体
- ②会員が5人以上で、会員の過半数が市内に在住・在勤(学)している団体
- ③非営利かつ公益的な市民活動を継続的に推進する団体
- ④この事業に係る補助金交付決定後1年以上継続して活動する見込みがある団体

▶審査方法 書類審査・公開プレゼンテーション審査会(5月下旬に開催)

▶募集期間 4月1日(月)～26日(金)〈必着〉

※持参の場合は平日9:00～17:00

▶応募方法 申請書類を上記へ郵送または持参

※募集要項・申請書類は、市民協働課窓口または、市ホームページから。



詳細はこちら▲

## 市民活動交流拠点を利用してください

市民活動交流拠点は、市内で公益活動を行う団体や個人を支援する施設です。情報コーナー(団体のチラシなどを設置)や作業スペース(印刷機器などを設置)、小会議スペース(簡単な打合せ用の場所)を備えたフリースペースと会議室で構成されています。市民活動に取り組んでいる人や興味がある人の他、誰でも利用できます。気軽に利用してください。

▶利用時間 平日9:00～17:00

※第3火曜日は休館。臨時休館あり。

※予約制の会議室は、土・日曜日、祝日の利用および20:45まで利用可能。

※会議室および一部の備品の利用は登録団体のみ。

▶場所 まほろばセンター(エルト桜井2階)

▶費用 無料

閏 市民活動交流拠点(☎43-3066)

## 登録団体の情報発信をしています

市内各地で公益活動を行う団体への支援の一環として、登録団体が開催するイベントなどの情報をさまざまな方法で発信しています。

### ●パンフレットなどの設置

市民活動交流拠点の情報コーナー・市役所3階の情報公開コーナーに、登録団体のチラシ・パンフレットなどを設置しています。

### ●ポスターの掲示

まほろばセンターの廊下に設置されている市民活動交流拠点の掲示板に登録団体のポスターなどを掲示しています。

### ●ホームページでの情報発信

まほろばセンターホームページの市民活動交流拠点のページで登録団体のイベント情報を発信しています。



詳細はこちら▲